

第 3 章

計画の推進に 際して



第2章で述べた各施策を着実に実施していくためには、学校だけではなく、家庭や地域の住民、大学、企業、NPOなど様々な主体と教育の意義や方向性を共有し、連携・協働して取り組んでいくことが重要です。

このため、第3期計画は、教育行政の関係者はもとより、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針となるよう策定しています。教育を共に担う市町村、学校、家庭、地域、大学・企業などには、以下のような役割等を期待するとともに、本県としては、それぞれの教育力の結集に力を尽くし、社会全体で本計画を推進していきます。

1 市町村

市町村は、学校の管理運営や生涯学習機会の提供など、県民に身近な教育行政を担当しています。

一方、県は広域自治体としての方針の策定や市町村における教育事業への支援を行うことなどにより、全県的な教育水準の維持向上に努めています。

そのような中で、本県では、「埼玉県学力・学習状況調査[※]」や「埼玉の子ども70万人体験活動[※]」、「学校応援団[※]」の推進など、市町村との連携・協力の下、様々な施策を推進してきました。

今後、市町村においては、「学校応援団[※]」や「放課後子供教室[※]」などの取組を基に、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるとともに、学びを通して地域の住民のつながりを深め、地域の活性化に向けた活動が推進されることを期待します。

県としては、市町村の主体性を尊重しつつ、市町村に対する支援や広域調整機能を果たすとともに、市町村と連携・協働し、本県全体の教育水準の維持向上に取り組めます。

2 学校

県は、市町村立学校における教育活動が充実するよう、市町村への指導や助言、援助などを通じて支援しています。

県立学校に対しては、設置管理者としてのマネジメント機能を発揮し、必要な指導、

助言、情報提供を行います。また、各県立学校がその特性を最大限に発揮し、主体的な学校運営ができるよう、課題解決や授業力の向上などに向け、チームで対応する体制づくりなどを支援しています。

学校は、子供たちの教育を中心的に担っており、本計画を実効性のあるものとしていく上でも、学校の取組が何よりも重要です。学校には、本計画の基本理念を共有するとともに、県や市町村などと連携・協力し、地域の実情や児童生徒の実態に応じて主体的に教育施策に取り組むことを期待します。

特に、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた新学習指導要領の円滑な実施や、学校と地域がパートナーとして双方向に連携・協働していくことなど、新たな課題に積極的に対応していくことを期待します。

3 家庭

家庭は全ての教育の出発点であり、各家庭が子供の教育に対して第一義的な責任を有することは教育基本法に明記されています。各家庭がその役割をしっかりと自覚し、子供の基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを育てていくことが求められています。

そのためには、学校と家庭が役割分担を明確にした上で相互に連携・協働していくことが重要です。

また、核家族化などに伴い、子育ての経験や知恵が継承されないため、子育ての悩みや不安を身近に相談できる相手がないことや、子育てに関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することの難しさも指摘されており、親子の育ちを支えていくことは大きな課題です。

これまで本県では、「親の学習[※]」など家庭教育支援のための学習機会を提供するとともに、子育てや教育について気軽に相談・交流できる場を設けるなど、子育てを支援してきました。

今後も、学校と家庭の連携・協働を進めるとともに、家庭の教育力の向上のための機会を設けるなど家庭教育支援に取り組みます。

4 地域

子供は地域での日常的なふれあいや様々な体験を通して、温かく育まれるとともに社会性も身に付けることができます。今後、人生100年時代[※]を迎え、地域には多様な人的・物的資源が増えていくことが見込まれます。

本県では、「学校応援団[※]」が全ての小・中学校で活動しています。また、県内に居住する子供たちがいずれかの「子ども大学[※]」に参加できる体制が整っています。

今後は、「社会に開かれた教育課程[※]」や「社会に開かれた学校」づくりを推進していくため、地域と学校との関係を、地域による学校の支援から、地域と学校の双方向の連携・協働へと発展させていくことが必要です。そして、相互に意見を出し合い、学び合うことを通して、地域の将来を担う人材を育成するとともに、学校が地域の中で役割を果たす存在となり、学校と地域の新しい関係を構築していくことが期待されます。

5 大学・企業など

本県は首都圏にあり交通網が発達していることから、世界をリードする研究機関・大学・企業が多く立地しています。本県の教育の質を高める上で、これらの機関との連携・協働は大変重要です。

本県ではこれまでも、大学や研究機関と連携したグローバル化に対応する教育の推進や、企業と連携したキャリア教育[※]の実施、大学やNPOなどが連携して実施する「子ども大学[※]」の推進などを進めてきました。

また、「埼玉県学力・学習状況調査[※]」の分析や「協調学習[※]」の研究、教職員の研修なども、様々な大学と連携して実施しています。

今後も、大学・企業・研究機関・NPO等と連携した教育の実施や、教育の質の向上に向けた研究・研修等の取組を推進していきます。



2 計画の着実な実現

1 施策評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるに当たっては、PDCA[※]に基づく政策マネジメントサイクルを踏まえ、翌年度の具体的な事業を検討することが重要です。

このため、本計画においては、より効果的・効率的な教育政策の企画・立案などを行う観点や、県民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営(EBPM[※])にも留意しつつ、施策ごとに分かりやすい指標を設定します。その指標も参考としながら、毎年度、施策の成果を評価し、公表します。また、各施策の担当部署・関連部署を明確化しつつ、中長期的に対応すべき課題も踏まえながら進捗管理を行っていきます。

このような取組を通じて、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たしていきます。

2 各年度における重点施策の策定

本計画は、平成31年度(2019年度)からの5年間に取り組むべき教育施策を体系的に明らかにしています。この計画を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に様々な事業を展開していかなくてはなりません。

このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「埼玉県教育行政重点施策」を策定し、本計画の実現に取り組みます。

3 教育予算の充実・確保

本県の財政は、異次元の高齢化などに伴い、社会保障費などの経常的経費が年々増加すると予想されます。一方で、歳入は経済動向などの影響を大きく受け、一時より税収が増加しているものの、先行きは不透明な状況です。そのため、当面は厳しい財政運営が続くと予想されます。

このような状況において、県民一人一人が豊かな人生を送るとともに、本県が持続的に発展していくためには、他者と協働しながら自らの可能性を最大限に伸ばし、生涯にわたって輝き続けられる人材を社会の担い手として育成していくことが求められています。

教育は、一人一人の未来とともに社会の礎となるものです。すなわち、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するものであるとともに、その成果は、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され、社会の安定や維持・発展の原動力となります。

子供たちの将来のために、また、本県の持続的な発展のために、県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の充実・確保に努めます。

また、国に対しても教育予算の拡充や教職員定数の改善について積極的に働き掛けます。



3 指標

※背景に■が敷かれた指標は、埼玉県5か年計画に基づき設定したものです。

第3期計画の目標の進捗状況を把握するため、以下のことに留意しつつ指標を設定します。

- (1) 指標は、現在の水準等を踏まえつつ、施策の達成状況を把握するために必要かつ適切であることを精選の上で設定したこと。
- (2) 指標の活用や関連する施策の展開に当たっては、その数値の達成が自己目的化され、本来の目指すべき状況とのかい離や望まざる結果を招かないよう、十分留意することが必要であること。
- (3) 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なり、指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難であることに留意する必要があること。
- (4) 計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標の推移に加え、関連する情報も含め、多角的な評価を行うことが重要であること。また、子供や保護者などが置かれている環境は様々であることから、個々の状況に配慮しながら、各施策の実施・評価に取り組んでいくことが求められること。

目標 I・確かな学力の育成

施策1 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
学力・学習状況調査における学力状況 ・全国学力・学習状況調査※において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分の数 ・「埼玉県学力・学習状況調査※」において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合	・全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分(国語、算数・数学の調査種別)の数。 ・「埼玉県学力・学習状況調査」において、小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの2年の間に、国語及び算数・数学の学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合。 児童生徒の学力向上のため、全国との比較及び児童生徒一人一人の学力の伸びの両面を把握する必要があることから、この指標を選定した。	・全国学力・学習状況調査の小・中の教科区分(国語、算数・数学)において全国平均正答率を1ポイント以上上回ると全国トップクラスの水準になることから、この目標値を設定した。(※全国平均正答率は小数値、県平均正答率は整数値で公表されるため、確実に全国平均正答率を1ポイント以上上回ったものをカウントする。) ・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校69.2%、中学校55.2%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。	小学校6年生 0教科区分 中学校3年生 0教科区分 (平成30年度) 小学校 (4年生→6年生) 60.7% 中学校 (1年生→3年生) 32.9% (平成29年度)	小学校6年生 全教科区分 中学校3年生 全教科区分 (平成35年度) 小学校 (4年生→6年生) 69.2%以上 中学校 (1年生→3年生) 55.2%以上 (平成35年度)	36

施策2 新しい時代に求められる資質・能力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「主体的・対話的な深い学び」の実施状況					40
・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数	・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。	・毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的な深い学び」を実現する授業を実践できる教員を増やすことを目指して、平成35年度までの累計値として、目標値を設定した。	7,057人 (平成29年度末)	13,000人 (平成35年度末)	
・協調学習 [※] マイスターによる研修等の回数	・協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数。 児童生徒の「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。	・現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定した。	67回 (平成29年度)	200回 (平成35年度)	
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査 [※] の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 新しい時代に求められる資質・能力を育成することが、将来の夢や目標を描ける児童生徒が増えることにつながることから、この指標を選定した。	新しい時代に求められる資質・能力を育成することにより、全国トップの水準になることを目指して、目標値を設定した。	小学校6年生 85.7% 中学校3年生 74.4% (平成30年度)	小学校6年生 95.0% 中学校3年生 80.0% (平成35年度)	

施策3 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	<p>埼玉県学力・学習状況調査[※]の質問紙調査において、「埼玉県や今住んでいる市町村の歴史や自然について関心がある」という質問に「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合。</p> <p>伝統と文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けるためには、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定した。</p>	郷土教育、伝統と文化に関する教育を推進することにより、小学校で8割の児童が、中学校で6割の生徒が地域の歴史や自然について関心を持つことを目指して、目標値を設定した。	小学校5年生 71.3% 中学校2年生 42.1% (平成29年度)	小学校5年生 80.0% 中学校2年生 60.0% (平成35年度)	42
中学校・高等学校卒業段階における英語力 ・中学校卒業段階でCEFR [※] のA1レベル相当(英検3級等)以上を達成した生徒の割合 ・高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当(英検準2級等)以上を達成した生徒の割合	<p>CEFRの各レベル相当以上を達成した生徒の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、グローバル社会で活躍するためには、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育成する必要があることから、この指標を選定した。</p>	国の第3期教育振興基本計画において、中学校及び高等学校卒業段階において各レベル相当以上を達成した生徒の割合を5割以上にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定した。	中学校 41.9% 高等学校 34.5% (平成29年度)	中学校 50.0%以上 高等学校 50.0%以上 (平成35年度)	

施策4 技術革新に対応する教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
授業中にICT [※] を活用して指導する能力がある高校教員の割合	<p>文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、公立高等学校教員のうち授業にICTを活用することが「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、生徒のICTの活用を含めた情報活用能力[※]の育成を図るためには、教員にICTを活用して指導する能力が必要であることから、この指標を選定した。</p>	技術革新に対応した教育を実施するため、全ての教員がICTを適切に活用できることを目標とした。	79.2% (平成28年度)	100% (平成35年度)	44

施策5 人格形成の基礎を培う幼児教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
教育課程の接続に向けた小学校区等における幼稚園・保育所・認定こども園 ^④ ・小学校関係者による協議会等の実施の割合	<p>小学校に対するアンケート調査において、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を目標に、小学校区等の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施していると回答した割合。</p> <p>幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向け、小学校区等の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施することにより、相互の教育・保育への理解の深化が図られることが必要なことから、この指標を選定した。</p>	<p>幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のために、全ての小学校において幼稚園・保育所・認定こども園・小学校関係者による協議会等を実施することを目標とした。</p>	37.9% (平成29年度)	100% (平成35年度)	46

目標Ⅱ・豊かな心の育成

施策6 豊かな心を育む教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
身に付けている「規律ある態度」の状況					
・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合	・県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合。	・「規律ある態度」の全ての項目について、児童生徒の8割以上が達成できれば規律ある態度が身に付き、基本的な生活・学習習慣の改善が期待できることを踏まえ、目標値を設定した。	小学校 93.3% 中学校 91.7% (平成29年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成35年度)	
・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	・小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの間に、身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(小4・小6の両時期に全項目を身に付けている児童を含む。中学生も同様。)	・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校56.0%、中学校57.0%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。	小学校 54.7% 中学校 48.8% (平成29年度)	小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 (平成35年度)	50
	「規律ある態度」を着実に身に付けさせるためには、全体の達成状況に加え、個々の児童生徒の達成状況を把握する必要があることから、この指標を選定した。				

施策7 いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
いじめの解消率	<p>県内公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数のうち、認知年度内に解消された件数の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、いじめが児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応により、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>一人一人の児童生徒にとって明るく安心して学べる学校であるために、認知したいじめを全て解消することを目指し、目標値を設定した。</p>	81.9% (平成29年度)	100% (平成35年度)	52

施策8 人権を尊重した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	<p>小・中・高等学校教員のうち、新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用できる教員を育成する人権感覚育成指導者研修等に参加し、授業等で実践できる教員が2人以上となった学校の割合。</p> <p>学校における人権教育の指導方法の充実を図り、児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、この指標を選定した。</p>	<p>新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用した参加体験型の学習を実践することが児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成につながることから、小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、目標値を設定した。</p>	—	100% (平成35年度)	54

目標Ⅲ・健やかな体の育成

施策9 健康の保持増進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	<p>全国学力・学習状況調査[※]において、毎日朝食を食べている児童生徒の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、食育の推進では、子供たちの「望ましい食習慣」の育成を目指している。毎日朝食を食べる習慣は、「望ましい食習慣」の基本であることから、この指標を選定した。</p>	<p>全国的に毎日朝食を食べる児童生徒が減少傾向にある中で、小学校・中学校ともに全国トップの水準になることを目指し、目標値を設定した。</p>	<p>小学校6年生 86.6%</p> <p>中学校3年生 80.7%</p> <p>(平成30年度)</p>	<p>小学校6年生 90.0%</p> <p>中学校3年生 90.0%</p> <p>(平成35年度)</p>	58

施策10 体力の向上と学校体育活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
体力の目標達成状況					
・体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合	・体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が校種別の目標値(小学校80%、中学校85%、全日制高等学校90%)に到達した学校の割合。	・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校70.0%、中学校60.0%、全日制高等学校55.0%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。	小学校 75.1% 中学校 63.8% 全日制 高等学校 50.7% (平成29年度)	小学校 80.0%以上 中学校 65.0%以上 全日制 高等学校 55.0%以上 (平成35年度)	60
・体力テスト8項目中5項目以上個々の目標を達成した児童生徒の割合	・体力テスト8項目中5項目以上、個々の目標を達成した児童生徒の割合。 客観的な基準により体力向上の状況を示す数値と、一人一人の伸びを示す数値の両面から児童生徒の体力の推移を把握する必要があることから、この指標を選定した。	・埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校55.0%、中学校53.0%、全日制高等学校57.0%)を踏まえ、これを更に向上させることを目指し、目標値を設定した。	小学校 54.2% 中学校 53.0% 全日制 高等学校 54.7% (平成29年度)	小学校 55.0%以上 中学校 54.0%以上 全日制 高等学校 57.0%以上 (平成35年度)	

目標Ⅳ・自立する力の育成

施策11 キャリア教育・職業教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
職場体験やインターンシップ [※] を実施した高等学校の割合	国立教育政策研究所生徒指導研究センターのインターンシップの実施状況調査における公立高等学校(さいたま市立を除く。)の実施率。 職場体験やインターンシップの実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する望ましい見方や考え方が形成されることから、この指標を選定した。	全国平均値を上回ることを目指し、目標値を設定した。	80.2% (平成28年度)	85.0%以上 (平成35年度)	64
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。 一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。	埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(90.0%)を踏まえ、これをさらに向上させることを目指し、目標値を設定した。	83.2% (平成29年度)	90.0%以上 (平成35年度)	

施策12 主体的に社会の形成に参画する力の育成

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	<p>高等学校において主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。</p> <p>高等学校学習指導要領において求められている関係する専門家・機関との連携の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	現状値の2倍程度に実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定した。	30.9% (平成29年度)	60.0% (平成35年度)	68

目標V・多様なニーズに対応した教育の推進

施策13 障害のある子供への支援・指導の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(再掲)	<p>県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合(内定を含む)。</p> <p>一般就労の実現は、特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(90.0%)を踏まえ、これをさらに向上させることを目指し、目標値を設定した。	83.2% (平成29年度)	90.0%以上 (平成35年度)	72

施策14 不登校児童生徒・高校中途退学者等への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
不登校(年間30日以上)児童生徒の数及び割合	<p>1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の数及び割合(病気や経済的な理由による者を除く)。</p> <p>不登校児童生徒への支援の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(小学校733人以下0.19%以下、中学校3,746人以下2.01%以下)を踏まえ、この割合を維持することを旨とし、目標値を設定した。	<p>小学校 1,368人 0.37%</p> <p>中学校 5,138人 2.84%</p> <p>(平成29年度)</p>	<p>小学校 703人以下 0.19%以下</p> <p>中学校 3,564人以下 2.01%以下</p> <p>(平成35年度)</p>	76
公立高等学校における中途退学者数及び割合	<p>公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。</p> <p>中途退学防止に向けた取組の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。</p>	現状値を基準とし、埼玉県5か年計画の年度ごとの削減目標幅と同等ペースで減少させることを目指し、目標値を設定した。	<p>全日制 1,055人 0.91%</p> <p>定時制 387人 8.00%</p> <p>(平成29年度)</p>	<p>全日制 962人以下 0.84%以下</p> <p>定時制 341人以下 7.40%以下</p> <p>(平成35年度)</p>	

施策15 経済的に困難な子供への支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	生活保護世帯に属する子供の高等学校(特別支援学校の高等部等を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の割合。 国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、経済的に困難な子供への支援の成果を示す指標であることから、この指標を選定した。	経済的な理由により進学を断念することがないように、2ポイント向上させ全国トップの水準になることを目指し、目標値を設定した。	94.3% (平成28年度)	96.3% (平成35年度)	78

施策16 一人一人の状況に応じた支援

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
日本語指導に関する研修を受講した教員数	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導のための研修を受講した教員数。 帰国・外国人児童生徒が増加しており、日本語指導について、より多くの教員の指導力を向上させる必要があることから、この指標を選定した。	毎年100人以上に対して研修を実施し、日本語指導の指導力が高い教員を増やすことを目指し、平成35年度までの累計値として目標値を設定した。	—	500人 (平成35年度)	80

目標Ⅵ・質の高い学校教育のための環境の充実

施策17 教職員の資質・能力の向上

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「主体的・対話的な深い学び」の実施状況(再掲)					84
・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数(再掲)	・「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員の人数。	・毎年約1,000人に対して研修を実施し「主体的・対話的な深い学び」を実現する授業を實踐できる教員を増やすことを目指して、平成35年度までの累計値として目標値を設定した。	7,057人 (平成29年度末)	13,000人 (平成35年度末)	
・協調学習 [※] マイスターによる研修等の回数(再掲)	・協調学習マイスター認定教員が校内、校外において授業改善に係る研修等を行った回数。 児童生徒の「主体的・対話的な深い学び」を実現するため、より多くの教員の資質能力を向上させるとともに、授業改善を推進することが重要であることから、この指標を選定した。	・現状値の3倍程度に実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定した。	67回 (平成29年度)	200回 (平成35年度)	
教職員の懲戒処分件数		県議会による追加	23件 (うち管理職 3件) (平成29年度)	0件 (うち管理職 0件) (平成31年度～平成35年度の各年度)	

施策18 学校の組織運営の改善

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数	小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数。 コミュニティ・スクールの導入により、学校の組織運営の改善につながるとともに学校・家庭・地域の連携・協働が推進されることから、この指標を選定した。	設置割合が全校の約6割となることを目指し、目標値を設定した。	281校 (平成30年4月1日)	650校 (平成35年4月1日)	88

施策19 魅力ある県立高校づくりの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立学校が策定した「学校の活性化・特色化方針 ^④ 」を活用している中学校の割合	<p>中学校を対象とした「学校の活性化・特色化方針」の活用状況に関するアンケート調査で「大いに活用した」又は「活用した」と回答した割合。</p> <p>中学生が、県立学校の魅力をよく知った上で進路選択することが重要であることから、この指標を選定した。</p>	中学生が、県立学校の魅力をよく知った上で進路選択することが重要であるため、全ての中学校が活用することを目標とした。	70.2% (平成29年度)	100% (平成35年度)	90

施策20 子供たちの安心・安全の確保

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立高等学校の実験実習棟、記念館等及び食堂兼合宿所の耐震化率	<p>県立高等学校の実験実習棟、記念館等及び食堂兼合宿所における「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数の合計が全棟数に占める割合。</p> <p>生徒が日常的に使用する施設の耐震性の確保が重要であることから、この指標を選定した。</p>	生徒が日常的に使用する施設の耐震性の確保が重要であるため、目標値を設定した。	85.5% (平成29年度)	100% (平成34年度)	92

施策21 学習環境の整備・充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合	<p>ホームルームで使用している普通教室において無線LANが利用できる環境にある県立高等学校の割合。</p> <p>新学習指導要領では、学校においてICT^④機器等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、学習活動の充実を図り、生徒の情報活用能力^④を育成することが求められていることから、この指標を選定した。</p>	全ての県立高等学校において、普通教室で無線LANが利用できることを目標とした。	0% (平成29年度)	100% (平成35年度)	94

施策22 私学教育の振興

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
保護者や地域住民等の意見を取り入れ、教育水準の向上に取り組んでいる私立学校の割合	<p>全日制高等学校と一定規模以上の幼稚園における学校関係者評価[※]の実施率。</p> <p>学校関係者評価が、保護者や地域住民等の意見を聞きながら、学校自ら教育活動を組織的・継続的に改善する取組であることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画の目標年度である平成33年度に、高等学校は全校実施、幼稚園は平成27年度のおおむね2倍とすることを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>私立高等学校 85.4% 私立幼稚園 60.0% (平成29年度)</p>	<p>私立高等学校 100% 私立幼稚園 80.0% (平成33年度)</p>	96

目標Ⅶ・家庭・地域の教育力の向上

施策23 家庭教育支援体制の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
「親の学習 [※] 」講座の年間実施回数	<p>埼玉県家庭教育アドバイザー[※]が「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。</p> <p>家庭の教育力の向上のためには「親の学習」を推進することが重要であるため、この指標を選定した。</p>	<p>企業等との連携による講座、学習支援に関する講座を中心に、実施回数を毎年度60回程度ずつ増加させることを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>1,697回 (平成29年度)</p>	<p>2,000回 (平成35年度)</p>	100

施策24 地域と連携・協働した教育の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
学校応援コーディネーターの人数	<p>公立小・中学校と「学校応援団[※]」の調整(コーディネート)を行う人の数。</p> <p>学校と地域の連携・協働を進め、社会全体で子供を育てることが重要であり、そのつなぎ役として「学校応援コーディネーター」を増やす必要があることから、この指標を選定した。</p>	<p>埼玉県5か年計画における平成33年度の目標値(3,100人)を踏まえ、これを維持することを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>2,341人 (平成29年度末)</p>	<p>3,100人 (平成35年度末)</p>	102
小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数(再掲)	<p>小・中学校におけるコミュニティ・スクールの数。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入により、学校の組織運営の改善につながるとともに学校・家庭・地域の連携・協働が推進されるため、この指標を選定した。</p>	<p>設置割合が全校の約6割となることを旨とし、目標値を設定した。</p>	<p>281校 (平成30年4月1日)</p>	<p>650校 (平成35年4月1日)</p>	

目標Ⅷ・生涯にわたる学びの推進

施策25 学びを支える環境の整備

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
1年間に生涯学習活動に取り組んだ人の割合	<p>県政サポーターアンケートにおいて、「この1年くらいの間に『生涯学習活動』をしたことがある」と回答した人の割合。</p> <p>生涯学習活動を実施している人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>毎年度1ポイントずつ実績を伸ばすことを目指し、目標値を設定した。</p>	67.7% (平成29年度)	73.0% (平成35年度)	108

施策26 学びの成果の活用の促進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている人の割合	<p>県政サポーターアンケートにおいて、「生涯学習を通じて学んだ知識・技能や経験等を生活や仕事などに生かしていると思う人のうち、その知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている」と回答した人の割合。</p> <p>国の第3期教育振興基本計画の測定指標であり、生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かしている人を増やす取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	<p>生涯学習を通じて学んだ知識・技能や経験等を生活や仕事などに生かしていると思う人のうち、3人に1人がその知識・技能や経験等を地域や社会での活動に生かすことを目指し、目標値を設定した。</p>	28.8% (平成29年度)	33.0% (平成35年度)	112

目標Ⅸ・文化芸術の振興

施策27 文化芸術活動の充実

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
埼玉県芸術文化祭への参加者数	<p>埼玉県芸術文化祭事業への参加者数。</p> <p>埼玉県芸術文化祭は、県民に発表の場を提供することにより、県民の芸術文化活動への参加意欲の喚起と地域文化の振興に寄与することを目的としている。地域に密着した事業へ気軽に参加することが文化芸術活動の充実につながることから、この指標を選定した。</p>	<p>参加者数を150万人にすることを目指し、目標値を設定した。</p>	1,468,000人 (平成29年度)	1,500,000人 (平成35年度)	116

施策28 伝統文化の保存と持続的な活用

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
県立博物館等の年間利用者数	<p>県立博物館等における入館者数、出前講座参加者数、出張展示観覧者数などの年間利用者数。</p> <p>博物館等は伝統文化の保存と持続的な活用の核となる施設であり、その運営の成果を示すものであることから、この指標を選定した。</p>	年間利用者数を100万人にすることを指し、目標値を設定した。	915,000人 (平成29年度)	1,000,000人 (平成35年度)	118

目標X・スポーツの推進

施策29 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
スポーツを週1回以上行う20歳以上の県民の割合(スポーツ実施率)	<p>県政世論調査で週に1回以上スポーツをすると答えた20歳以上の県民の割合。</p> <p>スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	国のスポーツ基本計画において、平成33年度までにスポーツ実施率を65.0%程度に高めることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定した。	50.2% (平成29年度)	65.0%以上 (平成35年度)	122

施策30 競技スポーツの推進

施策指標	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値	目標値	頁
国際大会における埼玉県ゆかりの選手の8位以上の年間延べ入賞者数	<p>本県ゆかりの選手やチームが国際大会において8位以上で入賞した人数(対象は国民体育大会正式種目である41種目とする。)</p> <p>本県の選手やチームの競技力の向上を示す数値であることから、この指標を選定した。</p>	入賞者を1割以上増加させることを指し、目標値を設定した。	441人 (平成29年度)	500人以上 (平成35年度)	124

資料

策定の経緯

用語の解説

策 定 の 経 緯

1 第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議における意見聴取

多様な意見を計画案に反映させるため、14名の有識者からなる「第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議」を設置し、計画案の検討・意見聴取を行った。また、有識者会議の議論を深めるため、委員の中から6名によるワーキングチームを設置し、予備協議を行った。(設置要綱、委員名簿は別記)

なお、計画原案の作成等のため関係部局(教育局17課1センター、知事部局16課、警察本部1課)からなる庁内組織を設置した。



▲第2回策定有識者会議

2 県民からの意見

計画案を公表し、埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、FAX、電子メールにより意見を募集した。

募集期間 ●平成30年9月11日～10月10日

意見数 ●26人から79件の意見

3 策定までの流れ

年月日	事項	内容
平成30年 2月21日	第1回策定 有識者会議	「第2期計画の進捗状況等」について 「これからの本県教育の目指すべき姿」について
5月15日	第1回有識者ワー キングチーム会議	第2回策定有識者会議に向けた協議
6月1日	第2回策定 有識者会議	「基本理念(案)」について 「施策体系(案)」について
7月11日	第2回有識者ワー キングチーム会議	第3回策定有識者会議に向けた協議
8月1日	第3回策定 有識者会議	「総論(案)」について 「施策の展開(案)」について
8月23日	総合教育会議	計画案について知事と教育委員会 (教育長・教育委員)の協議
9月11日～ 10月10日	県民コメント	計画案を公表し、県民の意見・提言を募集
10月5日	県議会文教委員会	計画案を説明
10月26日	教育委員会	計画案を審議
11月2日	知事	計画案を決裁
12月3日	県議会本会議	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を上程
12月17日	県議会文教委員会	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を審査し、継続審査と決定
平成31年 3月1日	県議会文教委員会	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を審査
3月15日	県議会本会議	第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の 策定について」を可決(修正可決)
3月18日	教育委員会・知事	計画を策定

別記

第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県が教育基本法第17条第2項の規定に基づき第3期埼玉県教育振興基本計画(教育の振興のための施策に関する基本的な計画)を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 有識者会議の委員(以下「委員」という。)は、別表のとおりとする。

(役割)

第3条 有識者会議は、第3期埼玉県教育振興基本計画の策定に関し、必要な意見を述べる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第3期埼玉県教育振興基本計画の策定の日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、有識者会議を招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議に必要な者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチームの設置)

第7条 有識者会議は、議事を円滑に行うため、ワーキングチームを設けることができる。

2 ワーキングチームにリーダーを置く。

3 ワーキングチームのリーダー及び構成員は、委員のうちから座長が指名する。

(会議の公開)

第8条 有識者会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第9条 有識者会議の事務局は、教育局教育総務部教育政策課に置く。

2 有識者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

第3期埼玉県教育振興基本計画策定有識者会議 委員

氏名	職業等
青木 徹	学校法人開智学園理事長
井上 裕子	株式会社井上鉄工所専務取締役
*今村 久美	認定特定非営利活動法人カタリバ代表理事
◎江利川 毅	公益財団法人医療科学研究所理事長 前公立大学法人埼玉県立大学理事長 元人事院総裁
*大石 幸二	立教大学現代心理学部心理学科、 現代心理学研究科臨床心理学専攻教授
小谷 元子	東北大学材料科学高等研究所長兼 大学院理学研究科教授 国立研究開発法人理化学研究所理事
近藤 良平	振付家 ダンサー
佐々木 則夫	十文字学園女子大学副学長 元サッカー日本女子代表監督
*曾根 一男	県立所沢高等学校校長
*田島 真里奈	県立日高高等学校教諭
*戸ヶ崎 勤	戸田市教育委員会教育長
◎*野島 正也	学校法人文教大学学園理事長 前文教大学学長
平田 敦子	川口市立元郷中学校学校応援コーディネーター
松居 和	音楽家 作家

◎座長、○副座長、*ワーキングチームリーダー、*ワーキングチーム委員
(五十音順、職業等は開催時のもの)

4 第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の策定について」に対する修正案

区 分			原 案	修 正 案	修 正 理 由
19 ページ	第1章	4 (1)	<p>エ 教職員の資質・能力の向上</p> <p>確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を積極的に図っていくことが求められます。具体的には、優秀な教職員の確保や教職員研修の充実、服務上の問題への対応、学校における働き方改革の推進など、多角的な取組が求められます。</p>	<p>エ 教職員の資質・能力の向上</p> <p>確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠であり、その担い手となる教職員の資質・能力の向上を積極的に図っていくことが求められます。具体的には、優秀な教職員の確保や教職員研修の充実、服務上の問題への対応、学校における働き方改革の推進など、多角的な取組が求められます。</p> <p>他方、教職員によるわいせつ行為や飲酒運転などの不祥事が相次いで発生しており、また教科書採択の謝礼問題などが発覚していることから、これら不祥事根絶に向けた取組を推進し、県民からの信頼回復に努めていく必要があります。</p> <p>また、平成30年(2018年)8月に障害者雇用率の算定に当たり不適切な数値計上を行っていたこと、同年9月に再算定した障害者雇用率が1.66%(平成30年(2018年)6月1日現在)であり法定雇用率2.4%を達成していないことが明らかとなりました。これらの反省に立ち、障害者雇用を推進し、平成32年(2020年)12月31日までに法定雇用率を達成する必要があります。</p>	<p>相次いで発生する教職員による不祥事の問題、教科書採択の謝礼問題、障害者雇用水増し問題は、社会的にも本県教育行政においても大きな問題である。</p> <p>このため、教職員による不祥事の根絶、教科書採択の公正性・透明性の確保及び障害者雇用の推進については、本県教育行政の根幹を定める重要な基本計画である本計画の総論部分の取り組むべき課題に記載すべきである。</p>

区 分			原 案	修 正 案	修 正 理 由
75 ページ	第2章	5 (1)	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(ウ) 障害者雇用の推進 障害のある教職員が働きやすい学校環境の整備を推進するとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律を踏まえた障害者雇用に取り組めます。</p>	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(ウ) 障害者雇用の推進</p> <p>a 障害者が事務補助等を行う「チャレンジ雇用」・「チームぴかぴか」の拡充や、事務集約オフィスの新設等を行い、障害者の雇用を計画的に拡大します。</p> <p>b 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、サポートする支援員の配置を拡大するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。</p> <p>c 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。</p> <p>d 障害者を対象とした教員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育の幅を広げる取組を推進します。</p>	<p>障害者雇用水増し問題を受けて設置された障害者雇用推進委員会での検討結果を踏まえ、障害者雇用の推進に向けた取組を記載すべきである。</p>

区 分		原 案	修 正 案	修正理由	
84 ページ	第2章	6 (1)	ア 現状と課題 (略) 加えて、体罰や暴言による指導をはじめ、不適切な指導や服務上の問題に対しては、根絶に向けて予防を図るとともに、そうした事案が起きた場合には、厳正な人事管理により対応することが求められています。 さらに、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。	ア 現状と課題 (略) 加えて、体罰や暴言による指導をはじめ、不適切な指導や服務上の問題に対しては、根絶に向けて予防を図るとともに、そうした事案が起きた場合には、厳正な人事管理により対応することが求められています。 教職員による不祥事が相次いでおり、平成28年度(2016年度)の不祥事による懲戒処分件数は35件と直近5年で最多となるなど、県民、とりわけ児童生徒やその保護者、地域住民の信頼を著しく損なう深刻な事態となっています。不祥事根絶に向けた取組を推進し、県民からの信頼回復に努めていかなければなりません。 さらに、教員が教科書採択前に事前に教科書を閲覧し、謝礼を受け取っていた問題が発覚し、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる大きな問題となりました。教科書の採択権者である教育委員会はその権限と責任を自覚し、教科書採択を公正かつ適正に行わなければなりません。 また、教職員の心や身体の健康の保持増進など教職員を支援することが必要です。	教職員による不祥事が後を絶たず、不祥事根絶に向けた取組を推進しなければならないことは大きな課題であることから、現状と課題に記載すべきである。 あわせて、教科書採択謝礼問題を受けて平成28年10月に教科書採択に関するガイドラインを策定することとなったことは大きな課題であることから、現状と課題に記載すべきである。
85 ページ	第2章	6 (1)	イ 施策の方向性 (略) (カ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。	イ 施策の方向性 (略) (カ) 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進など、教職員による不祥事の根絶を図ります。 (キ) 教職員に対し、ガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」の徹底を図ります。 (ク) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。	教職員による不祥事の根絶を図るための取組を推進することを、施策の方向性に記載すべきである。 また、あわせて、教科書採択に関するガイドラインの徹底を図る旨を、施策の方向性に記載すべきである。

区分			原案	修正案	修正理由
87 ページ	第2章	6(1)	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(ク) 教職員の心身の健康の保持増進 (略)</p> <p>(ケ) 学校で発生する諸問題への指導・助言 (略)</p>	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(ク) 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進</p> <p>a 教員として採用する前の教員養成の段階において、倫理観の視点に立った出前講座やロールプレイング演習等を実施し、教員志望者の倫理観の確立を図ります。</p> <p>b 教員採用時において、評定項目に倫理観を明示し面接試験を実施するなど、教員採用選考試験の工夫・改善を図ります。</p> <p>c チェックシートを活用するなど、嗜癖に起因する不祥事を未然に防止する取組を推進します。</p> <p>d 管理職や管理職候補者を対象に、不祥事対策やリスクマネジメント等をテーマとした管理職研修プログラムを実施し、不祥事を未然に防止する研修を実施します。</p> <p>e 不祥事根絶のための研修について、不祥事の内容に応じて研修の内容や手法の工夫・改善を行い、教職員の倫理観の向上を図ります。</p> <p>(ク) 教科書採択の公正性・透明性の確保 教職員及び教育委員会は、機会及び期間を問わず、教科書発行者から一切の金品・歳暮を受け取らず、一切の供応を受けないとするガイドラインの遵守を徹底します。</p> <p>(コ) 教職員の心身の健康の保持増進 (略)</p> <p>(カ) 学校で発生する諸問題への指導・助言 (略)</p>	<p>教職員による不祥事の根絶に向けて取組を推進することを、主な取組に記載すべきである。</p>

区 分		原 案	修 正 案	修 正 理 由
89 ページ	第2章 6(2)	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(カ) 障害者雇用の推進(再掲) 障害のある教職員が働きやすい学校環境の整備を推進するとともに、障害者の雇用の促進等に関する法律を踏まえた障害者雇用に取り組みます。</p>	<p>ウ 主な取組 (略)</p> <p>(カ) 障害者雇用の推進(再掲)</p> <p>a 障害者が事務補助等を行う「チャレンジ雇用」・「チームぴかぴか」の拡充や、事務集約オフィスの新設等を行い、障害者の雇用を計画的に拡大します。</p> <p>b 障害のある教職員の執務環境や勤務条件に配慮するとともに、サポートする支援員の配置を拡大するなど、障害者が働きやすい環境の整備を図ります。</p> <p>c 全ての教職員が障害者に対する理解を深め、周囲が障害のある教職員を温かくサポートできる職場となるよう、教職員を対象とした研修を実施します。</p> <p>d 障害者を対象とした教員の募集・採用選考試験の方法の工夫・改善や、障害のある教員の配置拡大に向けた環境整備を図るとともに、特別支援学校において職業教育の幅を広げる取組を推進します。</p>	<p>障害者雇用水増し問題を受けて設置された障害者雇用推進委員会での検討結果を踏まえ、障害者雇用の推進に向けた取組を記載すべきである。</p>

区 分			原 案	修 正 案	修 正 理 由
142 ページ	第3章	3 【指標】	ア 施策17 教職員の資質・能力の向上 「主体的・対話的な深い学び」の実施状況(再掲) (ア) 「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数(※)(再掲) (略) (イ) 協調学習マイスターによる研修等の回数(再掲) (略)	ア 施策17 教職員の資質・能力の向上 (ア) 「主体的・対話的な深い学び」の実施状況(再掲) a 「主体的・対話的な深い学び」に関する研修を受講し授業を行った教員数(※)(再掲) (略) b 協調学習マイスターによる研修等の回数(再掲) (略) (イ) 教職員の懲戒処分件数 現状値(平成29年度) 23件(うち管理職 3件) 目標値(平成31年度～平成35年度の各年度) 0件(うち管理職 0件)	平成30年7月に「不祥事根絶アクションプログラム」を策定し、教職員による不祥事の根絶に向けた取組を進めており、その取組の進捗状況を把握するため、指標として、現状値及び目標値を定めるべきである。

用語の解説

本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	I o T	Internet of Things (モノのインターネット)の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。例えば、I o Tにより、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間が縮減されるなど生産の効率化が期待されている。	14、23、44、64、94
	I C T	Information and Communication Technology (情報通信技術)の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	14、15、40、42、45、66、75、89、94、95、109、111、136、143
	アナフィラキシー	アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐 ^{おう} などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態のこと。特に血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。	59
	アントレプレナーシップ	「起業家精神」、「イノベーションによって機会を見だし、事業を成功させる行動体系」などと訳される。	44、45
	いじめ防止対策推進法	平成25年(2013年)9月に施行され、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている。基本的な事項として、地方公共団体には「地方いじめ防止基本方針」策定の努力義務、学校に対しては「学校いじめ防止基本方針」策定や「いじめの防止等の対策のための組織」設置の義務などを規定している。	52、53
	E B P M	Evidence-Based Policy Makingの略。客観的な根拠に基づく政策立案のこと。	132
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。	72
	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、勤労観・職業観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。	66、139
	A I	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。	14、23、44、64、94
	E d T e c h	教育分野における、A I・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。	14
親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。	9、10、100、101、129、144	

行	用語	説明	頁
あ	オリンピック・パラリンピック教育	オリンピック・パラリンピックを題材にして、① スポーツの意義や価値等に対する国民の理解・関心の向上、② 障害者を含めた多くの国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じたスポーツへの主体的な参画(「する」、「見る」、「支える」、「調べる」、「創る」)の定着・拡大、③ 児童生徒をはじめとした若者に対する、これからの社会に求められる資質・能力等の育成を推進することを目的とした教育活動。なお、本県では、ラグビーワールドカップ2019が開催されることを踏まえ、ラグビー精神はオリンピック・パラリンピック教育の考え方と合致するものであることから、双方を一体的に捉えて取組を進めている。	43、60、61
か	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。	53、69、105
	学習方略	「計画的に学習する」や「苦手でも頑張る」等の学習方法や態度。	4
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域の住民による活動組織。	2、9、10、23、102、104、105、128、130、144
	学校図書館図書標準	平成5年(1993年)3月に定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。	94
	学校の活性化・特色化方針	教育課程の特徴や特色のある学校行事、入学者選抜情報等のほか、入学してから卒業するまでの育成方針を生徒の「成長物語」として紹介し、入学を希望する生徒が自分の特性に合った学校を選択できることを目的として策定。	91、143
	学校評価／学校関係者評価	学校教育法第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価(自己評価)、保護者など学校関係者による評価(学校関係者評価)のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価(第三者評価)がある。	88、89、97、144
	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。	51
	カリキュラム・マネジメント	各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程(カリキュラム)の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	41
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。	25、64、65、66、73、75、130	

行	用語	説明	頁
か	教育支援センター (適応指導教室)	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。	77
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とは分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。	25、72、 73、74、 122
	協調学習	学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態。	2、8、23、 40、41、 69、130、 135、142
	県民スポーツの日	スポーツに対する県民の関心と理解を一層深めるとともに、県民全体でスポーツに関する取組を推進し、もって明るく健康で豊かな県民生活の実現を図るために設定した日。平成16年(2004年)3月に、6月の第1日曜日を「県民スポーツの日」として制定。	123
	高校生のための学びの基礎診断	義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得と高校生の学習意欲の喚起を図るため、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組み。	41
	高大接続改革	グローバル化の進展、技術革新、国内における生産年齢人口の減少などに伴い、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てるために、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて学力の3要素(1. 知識・技能、2. 思考力・判断力・表現力、3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を確実に育成・評価するという三者の一体的な改革のこと。	41
	交流及び共同学習	障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する学習形態のこと。障害のある子供の自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つもの。	74
	子育ての目安「3つのめばえ」	小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。	47、100、 101
	古典の日	平成24年(2012年)9月に「古典の日に関する法律」が公布・施行され、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、11月1日が古典の日として定められた。古典の日の日付は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認できる最古の日付である寛弘5年(1008年)11月1日に由来。	117
	子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進するもの。	46
子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供(小学校4～6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみ追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	11、109、 113、130	

行	用語	説明	頁
か	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。	89、105、142、144
さ	埼玉教育の振興に関する大綱	平成27年(2015年)12月に埼玉県総合教育会議で策定された、本県の教育、学術及び文化、スポーツの振興に関する根本的な方針。	2
	埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針	いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な指針。	52
	埼玉県学力・学習状況調査	本県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校4年生から中学校3年生を対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力などの非認知能力についても調査をしている。	2、4、5、18、23、25、36、37、51、86、128、130、134、136
	埼玉県家庭教育アドバイザー	県が実施する家庭教育支援や子育て支援に関する研修を修了し、「親の学習」の指導者として県に登録している者。	9、101、144
	埼玉県産業教育フェア	職業教育を主とする専門高校(農業・工業・商業・家庭・看護・福祉)の日頃の学習成果の発表と県民との交流を通じて産業教育についての関心と理解を高めることを目的とした催し。産業界、高等教育機関などとの連携を更に深め、生徒・教員の技術力、創造性や課題解決能力の向上を図る学習の機会でもある。	67
	埼玉県文化芸術振興計画	平成21年(2009年)7月に施行された「埼玉県文化芸術振興基本条例」に基づき、県の文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。	116
	埼玉の子ども70万人体験活動	子供の社会力と豊かな人間性の育成を図るため、全ての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。	50、128
	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。	103、104
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度(2009年度)に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種(低・中・高学年)、中学校版、高等学校版がある。平成24年(2012年)3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。	51
	三ない運動	昭和56年2月に制定された「自動二輪車等による事故・暴走行為等防止指導要項」にある、特別の事情による場合以外は、高等学校在学中の自動二輪車等の運転免許の取得、自動二輪車等の購入及び乗車を認めないという方針。	92
支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	72、74	

行	用語	説明	頁
さ	事件事故発生マップ	過去に県内で発生した交通事故や子供を狙った不審者情報などの発生地点を、ホームページ上において学校名などの目標物から検索、確認することができるもの。	93
	持続可能な開発のための教育（E S D）	持続可能な社会づくりの担い手を育てるため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育。E S Dは、Education for Sustainable Developmentの略。	43、69
	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。	21、68
	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者）を現に監護する者をいう。）がその監護する児童に対し、殴る、蹴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト（養育放棄）及び心理的虐待を行うこと。	54、55
	社会に開かれた教育課程	教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働をすること。	18、130
	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。	25、69
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決しようとする。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	4、8、25、41、45、94、95
	小1プロブレム	自制心や耐性、規範意識が十分に育っていないことから学校生活に適応できず、小学校1年生などの教室において、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなどの状況が見られること。	46、52、53
	障害者の権利に関する条約	障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加などを一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国が取ることなどを定めている条約。日本は平成26年（2014年）1月に批准。	72
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として平成28年（2016年）4月に施行された。	72
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として生まれ活用される資質・能力。	41、44、45、94、136、143
消費者市民社会	消費者一人一人が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会。	68	

行	用語	説明	頁
さ	職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度を育てる教育。	25、64、 65、66、 73、75、89
	人事評価制度	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組み。	84、85、87
	人生100年時代	多くの人々が100年以上生きることが当たり前となる時代。海外の研究によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。	14、21、 23、108、 110、112、 130
	スクールガード・リーダー	学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	93
	STEM教育	科学 (Science) ・技術 (Technology) ・工学 (Engineering) ・数学 (Mathematics) の頭文字を取った理工系教育の総称。	14
	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。がん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。	59
	性的マイノリティ	身体の性別と性自認(性別に関する自己意識のこと) が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。セクシュアルマイノリティとも言う。	16、54、55
	CEFR	Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment。「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会 (Council of Europe) が発表した。	136
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。	5、36、 134、135、 138
	専門高校拠点校	高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成に向け、地元企業や研究機関などと連携して先進的な取組を行うとともに、大学など高等教育機関への進路選択も実現し、継続して専門性を深めていくことができる専門高校。	67、91
	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。	11
相対的貧困	一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者。貧困線とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額。	15、78	

行	用語	説明	頁
た	多様な働き方実践企業	仕事と子育てなどの両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど複数の働き方を実践することで、女性が生き生きと働き続けられる環境づくりを行っている企業のこと。埼玉県が認定を行っている。	101
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。	21、103、104
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。	9、47、101
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。	77
	知識基盤社会	新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性の増す社会。	41、45
	超スマート社会 (Society5.0)	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	14、23、44
	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害がある児童生徒のうち、比較的障害の程度が軽度である児童生徒に対して、各教科などの指導は主として通常の学級で行い、個々の障害の状態に応じた特別の指導(「自立活動」及び「各教科の補充指導」)を行う場のこと。	74
	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会	2020年夏季に東京及びその周辺で開催されるオリンピック・パラリンピック大会。オリンピックは2020年7月24日(金)～8月9日(日)の日程で、パラリンピックは2020年8月25日(火)～9月6日(日)の日程で開催される。埼玉県でもオリンピック4競技(バスケットボール、サッカー、ゴルフ、射撃)とパラリンピック1競技(射撃)が開催される。	11、42、43、60、61、116、117、119、122、124
	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。	75
な	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を備えた施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。	9、46、47、81、100、101、105、137
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるもの。	16、74

行	用語	説明	頁
は	ビッグデータ	ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能かつ容易となった多性多量のデータの概念。近年、IoTやセンサー技術等の発達により大量に生み出されているデータを収集・分析することができるようになってきた。単独では一見価値を生み出さないようなデータであっても、大量に集めて分析することによって新たな知見を得られることがあり、ビッグデータ活用の取組が盛んになってきている。	23、44、 64、94
	P D C A	企画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)の4段階を繰り返すマネジメントサイクルのこと。	5、132
	非認知能力	認知能力ではない能力全般。本県の調査では、自制心(イライラしない、心の平静を保てるなど)、自己効力(自分への自信、自己肯定力など)、勤勉性(やるべきことをやるなど)、やり抜く力(粘り強い、根気があるなど)などのこと。	4
	ふれあいデー	教職員のワーク・ライフ・バランスに取り組むため、原則として部活動も休養日とするなど、教職員の定時退勤を促す日。平成27年度からさいたま市を除く県内すべての公立学校で、原則として毎月21日に実施している。	89
	プログラミング教育	子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成すること。	45
	ヘイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。	55
	保育所保育指針	厚生労働省が示す、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。	47
	放課後子供教室	全ての子供を対象として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て子供たちが共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うもの。	102、105、 128
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。	105	
ま	魅力ある県立学校づくりの方針	少子高齢化や生産年齢人口の減少などにより社会や経済における活力の低下が予想される中、産業構造の変化などに対応するとともに、社会で活躍するための汎用的な資質・能力の育成などを目指した今後の県立学校の教育の針路を示すために平成28年(2016年)3月に策定。県立学校に入学する生徒一人一人の能力や特性に応じた自己実現を支援するとともに、将来の埼玉を担う人材として育成することを目的とする。	90
や	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園における教育課程その他の保育内容についての基準。	47
ら	ラグビーワールドカップ2019	2019年に日本国内で開催される第9回ラグビーワールドカップ。大会は2019年9月20日(金)～11月2日(土)の日程で、熊谷ラグビー場を含む全国12の会場で開催される。	11、42、 43、60、 61、116、 117、119、 122、124



第3期

2019～2023年度

埼玉県教育振興基本計画

— 豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育 —

2019年7月発行

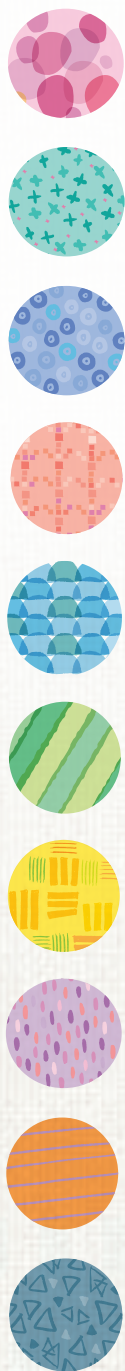
〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL.048・830・6990

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

編集発行／埼玉県・埼玉県教育委員会



第3期

2019～2023年度

埼玉県教育振興基本計画

—豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育—

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL.048・830・6990

<https://www.pref.saitama.lg.jp/>

編集発行／埼玉県・埼玉県教育委員会



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」